

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年5月22日（平成27年（行個）諮問第99号）

答申日：平成28年6月20日（平成28年度（行個）答申第45号）

事件名：本人に関する「再度の苦情申立てについて（上申）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる文書2及び文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当であり、諮問庁が別紙2に掲げる文書4を対象として改めて開示決定等をすべきとしていることは妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件開示請求に対し、平成26年12月17日付け防人服第18597号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」ともいう。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした部分の一部の取消し及び更なる保有個人情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書

ア 原処分で不開示とした部分の開示を求める。

① 文書2の「適性検査の結果」の開示を求める。

原処分は、「人事管理に関する情報であり、これを開示することにより、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているが、これを開示した場合に、具体的にどのようなおそれが生じるのか明示されていない。

これを開示しなければ、正当な人事管理を実施しているのか確認、検証することができないのであるから、これを開示しないことに正当な理由はない。

よって、原処分で法14条7号二を適用したことは、法14条の開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。

② 文書3の「答申内容の全て」の開示を求める。

原処分は、「今後の同種の調査を行う際に関係者からの協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているが、答申内容を開示しても、誰が書いたものであるかを特定することはできないのであるから、今後の同種の調査を行う際に関係者からの協力が得られなくなるとはいえない。

また、これを開示しなければ、苦情申立てに対する調査等が正当なものであったのか確認、検証することができないのであるから、これを開示しないことに正当な理由はない。

よって、原処分で法14条7号を適用したことは、法14条の開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。

イ 正当な行政文書の開示を求める。

本件開示請求に対し「開示された答申書に対する諮問の行政文書」（以下「本件文書①」という。）、「特定部隊Xが発簡した苦情処理通知書」（以下「本件文書②」という。）及び「防衛大臣への報告の全ての行政文書」（以下「本件文書③」という。）を開示しなかった原処分は不当である。これらを開示しない正当な理由はない。

よって、これらの行政文書を開示せよ。

(2) 意見書

異議申立人から、平成27年6月30日付け（同年7月2日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報が記録されている行政文書として、別紙2に掲げる文書1ないし文書3を特定した。開示決定等に当たっては、法20条を適用し、開示決定等期限を延長した上で、平成26年11月17日付け防人服第16701号により文書1に記録された保有個人情報について開示決定を行い、同年12月17日付け防人服第18597号により文書2及び文書3に記録された保有個人情報について一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法14条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙3のとおりである。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、原処分において不開示とした部分のうち、文書2の不開示部分について、「これを開示しなければ、正当な人事管理を実施して

いるのか確認，検証することができない」として，不開示としたことは違法不当であると主張するが，これを開示した場合，今後の適性検査において，正確な結果を得ることができなくなるおそれがあることから不開示としたものであり，違法でも不当でもない。

(2) また，異議申立人は，文書3の12枚目ないし25枚目の答申内容について，「答申内容を開示しても，誰が書いたものであるかを特定することはできないのであるから，今後の同種の調査を行う際に関係者からの協力が得られなくなるとはいえない。」として，不開示としたことは違法不当であると主張するが，当該部分を不開示とした理由は，これらを開示した場合，今後の同種の調査において，答申者が自ら答申した内容が開示されることにより，答申者が誰であるか識別され，その結果自らに不当な働きかけ等がされることを危惧して率直な答申をちゅうちょし又は答申すること自体を拒否するなど，関係者からの協力が得られなくなるおそれがあることから，答申者が特定される，されないにかかわらず不開示としたものであり，違法でも不当でもない。

(3) その他，異議申立人は，「本件開示請求に対し「開示された答申書に対する諮問の行政文書」(本件文書①)，「特定部隊Xが発簡した苦情処理通知書」(本件文書②)，「防衛大臣への報告の全ての行政文書」(本件文書③)を開示しなかった原処分は不当である。」と主張し，これらの行政文書の開示を求める。開示決定等に当たっては，本件異議申立てを受け，改めて開示請求に該当する行政文書の探索を行ったところ，本件文書②に当たる文書4の保有を確認したことから，これを本件開示請求に該当する行政文書として特定し，追加の開示決定等を行うこととする。

しかしながら，本件文書③については，本件開示請求があった時点においては，特定年月日A付けの異議申立人による再度の苦情申立て(以下「本件苦情申立て」という。)に関し，防衛大臣への報告は行っていないため，これに係る行政文書は保有していない。

(4) なお，本件文書①については，これが何を指すのか不明であるが，仮に原処分において開示決定した答申書が，諮問に対してされたものであると異議申立人が考え，当該諮問に係る行政文書の開示を求めているとするならば，当該答申書は，規律違反の調査のために関係者から任意に徴したものであって，諮問に対してされたものでなく，異議申立人の主張は同人の誤った認識に基づくものであり全く当たらない。

(5) よって，再度の探索によって保有が確認された文書4については，追加の開示決定等を行うこととするが，それ以外の異議申立人の主張は理由がないことから，原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行っ

た。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成27年5月22日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年6月10日 | 審議 |
| ④ 同年7月2日 | 異議申立人から意見書を収受 |
| ⑤ 平成28年6月16日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報等について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は、本件対象保有個人情報のうち原処分で不開示とされた部分の一部（以下「本件不開示部分」という。）の開示及び本件文書①ないし本件文書③に記録された保有個人情報の開示を求める。

これに対して諮問庁は、本件文書②に記録された保有個人情報については、別紙2に掲げる文書4に記録された保有個人情報を特定の上、改めて開示決定等を行うべきであるが、その他については原処分を維持することが適当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性及びに本件文書①及び本件文書③に記録された保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分は、文書2に記録された異議申立人に対する適性検査の結果（以下「本件不開示部分1」という。）及び文書3に記録された答申の内容（以下「本件不開示部分2」という。）である。

(1) 本件不開示部分1について

ア 当審査会において本件不開示部分1を見分したところ、異議申立人に対する「知能検査」、「クレペリン検査」及び「性格検査」の結果が記録されていることが認められた。

イ 諮問庁は、本件不開示部分1は、人事管理に関する情報であり、これを開示することにより、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号二に該当するとして不開示としたと説明する。

そこで、適性検査の目的等及び本件不開示部分1を不開示した理由の詳細について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 自衛官に対しては、自衛官の心理適性検査に関する訓令（防衛庁訓令第37号）に基づき、その心理的特性を把握するための知能、性格等に関する適性検査を実施することとされている。

- (イ) 検査結果は、当該自衛官の職種の指定や特技の認定、的確な人事管理、サービス指導等の実施のために利活用しているところであり、これを開示することにより、開示請求者において、どのような回答をすればどのような結果となるかを推察することが可能となり、そのことが他者に伝えられることにより、当該他者が適性検査に際して本来の考えと異なる回答をし、その結果、当該他者の本来の知能、性格等を把握することが困難になるなど、自衛官の人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。
- ウ そこで検討すると、本件不開示部分1を開示すると、自衛官の人事管理等に資するとされている適性検査の適正な実施が阻害され、自衛官の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えられるから、本件不開示部分1は法14条7号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。
- (2) 本件不開示部分2について
- ア 当審査会において本件不開示部分2を見分したところ、本件苦情申立てに係る事案について調査するために設けられた苦情調査委員会に対して、当該事案に関する事情等を知る関係者(答申者)から提出された答申書の内容が記載された部分であることが認められた。
- イ 諮問庁は、本件不開示部分2は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、法14条2号に該当するとともに、これを開示することにより、今後の同種の調査を行う際に関係者からの協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条7号に該当するとして不開示としたと説明する。
- ウ そこで検討すると、これらの答申書は、諮問庁の上記第3の3(4)の説明によれば、苦情調査委員会による調査に対する答申者の任意の協力に基づき作成、提出されたものであることから、本件不開示部分2を開示することにより、今後の同種の調査を行う際に関係者からの協力が得られなくなるなど、今後の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるから、本件不開示部分2は法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- 3 本件文書①及び本件文書③に記録された保有個人情報の保有の有無について
- (1) 本件文書①について
- ア 諮問庁は、異議申立人が、原処分で特定した答申書の前提となる諮問があると考えた上で本件文書①の開示を求めているのであれば、当該答申書は、規律違反の調査のために関係者である答申者から任意の

協力を得て徴した結果であり，諮問に対するものではないことから，本件文書①は保有していない旨説明する。

イ 念のため，諮問という形式でなくとも，上記アの答申者に任意の協力を得るに当たり，依頼等を文書により行った事実の有無について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，協力の依頼は口頭により行ったとのことであった。

ウ そこで検討すると，上記アのとおり，そもそも異議申立人のいう諮問は手続上存在しないこと及び答申書作成の前提となる任意の協力依頼を口頭で行ったことが不自然，不合理であるとまではいえないことから，本件文書①を保有していない旨の諮問庁の説明も不自然，不合理であるとはいえない。

したがって，防衛省において本件文書①を保有しているとは認められず，これに記録された保有個人情報を保有しているとも認められない。

(2) 本件文書③について

ア 諮問庁は，本件開示請求があった時点においては，本件苦情申立てに関して防衛大臣への報告は行っていなかったため，本件文書③は保有していないと説明する。

イ 苦情の処理に関する訓令（以下「訓令」という。）9条6項は，再度の苦情の処理結果は，順序を経て防衛大臣に報告しなければならない旨規定しているので，本件苦情申立てに係る報告の経過について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，防衛大臣への報告は，平成26年10月特定日付けで行ったとのことであった。そこで，当該報告に用いられた文書の提出を受け，確認したところ，諮問庁の説明のとおり的事実が認められた。

ウ そこで検討すると，本件開示請求は，上記イの特定日に先立つ平成26年9月20日付け（同月22日收受）でされていることから，本件開示請求の時点では，上記イの報告を行っておらず，本件文書③は保有していなかった旨の諮問庁の説明が不自然，不合理とはいえない。

したがって，本件開示請求の時点で，防衛省において本件文書③を保有していたとは認められず，これに記録された保有個人情報を保有していたとも認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の開示請求に対し，本件対象保

有個人情報を特定し、その一部を法14条2号並びに7号及び二に該当するとして不開示とした決定については、本件不開示部分は同条7号柱書き及び二に該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、防衛省において、本件対象保有個人情報及び文書4に記録された保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、諮問庁が文書4に記録された保有個人情報を対象として改めて開示決定等をすべきとしていることは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1

「私が特定年月日 A 付で再度の苦情申立てをした後，これについてのやりとりなどの全ての行政文書（特定部隊 X と特定部隊 Y のやりとり，上官（防衛大臣等）への報告，苦情処理通知書など）（原議書を含む）」に記録されている保有個人情報

別紙 2

- 文書 1 苦情調査委員の指定に関する特定部隊 Y 司令部個別命令（特定文書番号。特定年月日 B）
- 文書 2 再度の苦情申立てについて（上申）（特定文書番号。特定年月日 C）
- 文書 3 再度の苦情申立に対する処理結果について（通知）（特定文書番号。特定年月日 D）
- 文書 4 苦情処理通知書（特定年月日 E）

別紙 3

	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2	4 枚目及び 7 枚目の適性検査の結果	人事管理に関する情報であり，これを開示することにより，人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 14 条 7 号二に該当するため不開示とした。
文書 3	8 枚目， 9 枚目及び 12 枚目ないし 25 枚目の答申者等の所属，階級及び氏名並びに答申内容等	開示請求者以外の個人に関する情報であり，これを開示することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから，法 14 条 2 号に該当するとともに，これを開示することにより，今後の同種の調査を行う際に関係者からの協力が得られなくなるなど，今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条 7 号に該当するため不開示とした。